

平成17年度法務省事前評価実施結果報告書

平成17年8月
法 務 省

平成17年度法務省事前評価実施結果報告書 (目次)

< 施設整備関係 >	1
高崎法務総合庁舎新営工事	2
高崎法務総合庁舎新営工事事業評価資料	
伊丹法務総合庁舎新営工事	11
伊丹法務総合庁舎新営工事事業評価資料	
宮崎法務総合庁舎新営工事	20
宮崎法務総合庁舎新営工事事業評価資料	
島根あさひ社会復帰促進センター整備事業	29
島根あさひ社会復帰促進センター整備事業事業評価資料	
小田原少年院新営工事	36
小田原少年院新営工事事業評価資料	
< 法務に関する研究 >	42
性犯罪者に関する多角的な研究	43
配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	45
高齢犯罪者に関する総合的研究	47

施 設 整 備 関 係

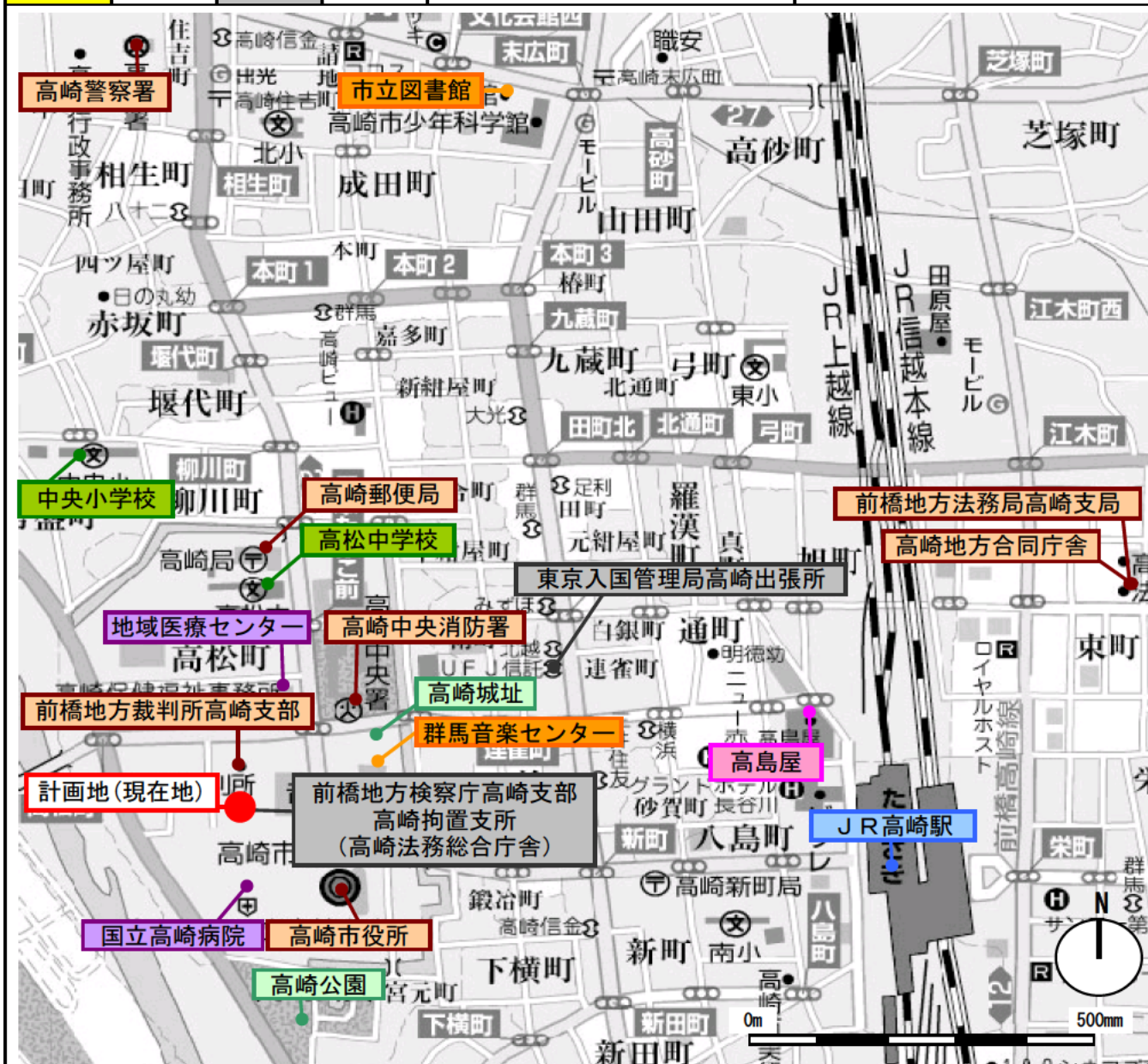
平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 17 年 8 月
事業等の内容	<p>1. 事業等の名称 高崎法務総合庁舎新営工事</p> <hr/> <p>2. 目的・目標</p> <p>新営の必要に迫られている法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 事業場所 群馬県高崎市高松町 26 番地 5</p> <p>(2) 延床面積 5,988 m²</p> <p>(3) 入居庁 前橋地方検察庁高崎支部 高崎拘置支所 東京入国管理局高崎出張所</p>		
評価手法等	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。 なお、事業費要求段階（平成 18 年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。</p>		
評価の内容	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性： 検察庁 100 点 拘置支所 110 点 ・既存庁舎は老朽，狭あい，高収容率で施設の運営に支障を来している。</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性： 検察庁 133 点 拘置支所 100 点 ・現予定地での新営整備は必要な駐車場も確保でき好立地条件</p> <p>以上 1, 2 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備 考			

**高崎法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	林・ツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	前橋地方検察庁高崎支部	J R高崎駅より徒歩15分	
2	高崎拘置支所	同上	
3	東京入国管理局高崎出張所	J R高崎駅より徒歩8分	
4			

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保
		バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実
		駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部から俯瞰されない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加
		付随機能等の充実 ・各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等)
	防犯性の向上	被疑者専用動線，待合室等の充実，確保 ・被疑者専用動線の確保 ・被疑者専用待合室の確保

拘置支所		
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 （明るくソフトな施設計画） （地域の人々にとって親しみやすい施設） （肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画）
		安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の 充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実
	円滑な業務の 遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	被収容者の 処遇・生活環境の 改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の 向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の 小さな施設 づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷 低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 （建物配置・建物形態・使用材料・設備システム）
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリ ティの向上	フレキシビリティ の向上	施設のフレキシビリティーの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保） （増築・改修の自由度の向上）

3 事業の環境性 (検察庁, 入国管理司)

計画理由	内容	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造 非木造	保安度2,500以下 現存率60%以下 等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	55.6
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下 借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの	0.60以下 緊急に返還すべきもの	0.65以下 期限付きの立退要 求のもの	0.70以下	0.75以下 なるべく速やかに返還すべきもの	0.80以下 なるべく速やかに返還すべきもの	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新築の主な理由として取り上げる。	5.6
借用返還	立退要求がある場合									
分散	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合 事務能率低下、連絡困難									2.2
都市計画の 関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中 で早く立退かない と妨害となるもの	2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)		区画整理等が計画決定済みであるもの	同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
立地条件の 不良	地域性上の不適 位置の不適								都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの 位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	
施設の不備	必要施設の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの 施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの							地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの 施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	26.6
衛生条件の 不良	採光、換気不良								法令による基準より相 当低いもの	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							法令による基準以下であるもの 新設新築の主理由として取り上げない。 国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点 (法務総合庁舎計画)										10
主要素										100.0
従要素										
合計										100.0

4 計画の妥当性（検察庁，入園管理司）

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用地取得の計画まで、又は民有地を長期間借用可能なもの				建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
規模	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない		1.0
	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	規模業務内容との関連が不明確			規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要ない面積が確保されている	建築物の規模に応じた適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある					1.0
	単独行舎としての整備条件		単独行舎計画としての整備が適当				合同庁舎，法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備が必要	1.0
	合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造として計画されていない	適切な構造として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある		1.0
該当する項目									133
評点（各係数の積×100倍）									

5 事業の緊急性（拘置支所）

施設名		高崎拘置支所（高崎法務総合庁舎）									
建替の場合											
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点	
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	100	
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	10	
収容能力	適剰収容		収容定員より3割以上多く収容している	収容定員より2割以上多く収容している	収容定員より1割以上多く収容している	収容定員内であるが男子又は女子の定員を越えて収容していることがある					
施設の 不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要					
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合		都市計画法に適合していない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要	建築基準法上、施設の一部で改善が必要						
合計										110	

主要要素
 従要素

6 計画の進捗率 (拘置支所)

施設名		高崎拘置支所 (高崎法務総合庁舎)									
目的	方 針	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評価点		
地域との調和	<p>景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者(車椅子等)に配慮した計画 <p>安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凶犯の防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの悪意行為への配慮 	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	人権・プライバシーの確保(俯瞰防止など)、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である	人権・プライバシーの確保(俯瞰防止など)、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、2点を充たす計画である	人権・プライバシーの確保(俯瞰防止など)、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点を充たす計画である	周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	1.0			
業務の効率化 (処遇改善)	<p>面会待合室・面会室等の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会室・待合室の充実 <p>調査・面接調査室等の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・面接調査室等の充実 <p>居室(単独室・共同室)の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室(単独室・共同室)の充実 ・採光・通風等の良好な環境 <p>機能改善</p>	収容人数に応じて、十分な量と質が確保されている	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0				
被収容者の処遇・生活環境の改善	<p>居室(単独室・共同室)の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室(単独室・共同室)の充実 ・採光・通風等の良好な環境 <p>機能改善</p>	収容人数に応じて、十分な量と質が確保されている	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0				
職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じて、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0				
環境にやさしい施設づくり (環境負荷低減型施設)	<p>周辺環境の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討 <p>ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用 <p>環境負荷の少ない材料の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用 	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を考慮した設計が全く行われていない	自然エネルギー(通風・採光)活用、雨水の再利用、断熱システム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている	自然エネルギー(通風・採光)活用、雨水の再利用、断熱システム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない	1.0				
フレキシビリティの向上	<p>フレキシビリティの向上</p> <p>施設のフレキシビリティの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応 	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に過度に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に過度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来の機能改善等への対応が困難な計画	1.0					
該当する項目											
100 (各係数の積 × 100倍)											

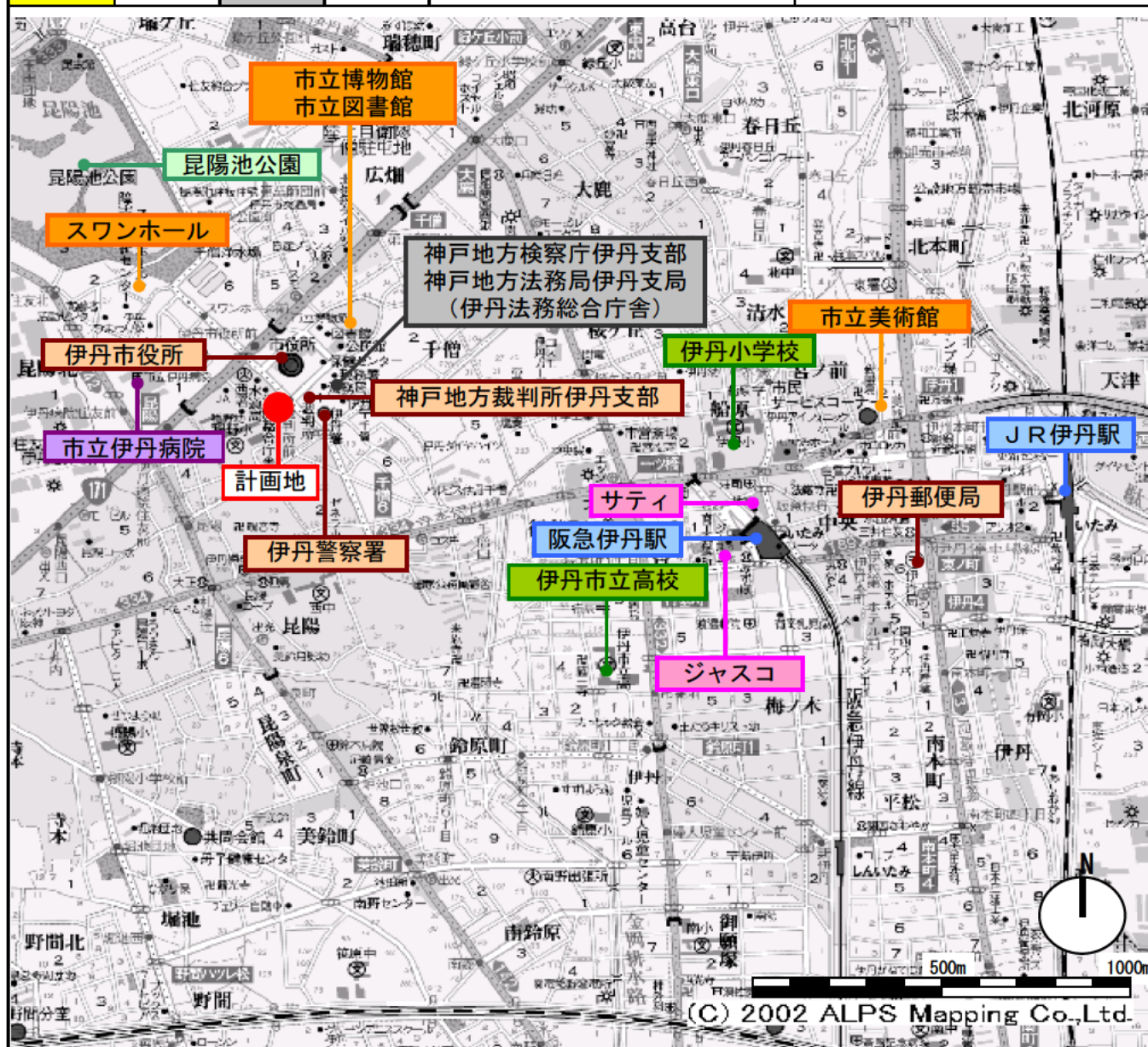
平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 17 年 8 月
事業等の内容	<p>1. 事業等の名称 伊丹法務総合庁舎新営工事</p> <hr/> <p>2. 目的・目標</p> <p>新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 事業場所 兵庫県伊丹市昆陽一丁目 1 番 3, 4 号</p> <p>(2) 延床面積 3, 992 m²</p> <p>(3) 入居庁 神戸地方検察庁伊丹支部 神戸地方法務局伊丹支局</p>		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。		
評価の内容	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性： 119 点 ・既存庁舎は老朽，狭あいで，統合受入れ計画あり</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性： 121 点 ・現予定地での新営整備は統合により必要な駐車場も確保でき好立地条件</p> <p>3 事業の効果（費用対効果（B / C））が 1 以上であること，または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果： 3.7</p> <p>以上 1～3 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備 考			

**伊丹法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	神戸地方検察庁伊丹支部	阪急伊丹駅より徒歩15分	伊丹市役所前より徒歩1分
2	神戸地方法務局伊丹支局	同上	同上
3			
4			

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保
		バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実
		駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部から俯瞰されない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加
		付随機能等の充実 ・各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上	被疑者専用動線，待合室等の充実，確保 ・被疑者専用動線の確保 ・被疑者専用待合室の確保

法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁舎対応機能の充実	待合機能（情報提供機能）の充実 ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		相談機能の充実 ・相談室の拡充（狭あいの解消等） ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		バリアフリー化 ・身体障害者，高齢者及び婦人，子供のための機能の充実 ・来庁舎用動線の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		駐車場の拡充 ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	登記窓口，事務室の充実 ・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消 ・セキュリティの確保
		各領域の明確な区分 ・閲覧スペースの拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		閲覧機能の充実 ・閲覧機能の拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		会議室の充実 ・各種会議，研修に対応できるスペースの確保
		書庫充実 ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 （空調設備等の設置）(防災安全性の確保) （保安安全性の確保）

3 冊書の網羅性

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評価点
老朽	木造		保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	9.0
	非木造		面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	100.0
狭あい	庁舎面積										
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
	事務能率低下、連絡困難				2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
立地条件の不良	地域性上の不適				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
	位置の不備				位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
衛生条件の不良	地盤の不備		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不良	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用される。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画)											10
合計											119

4 計画の妥当性

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み		取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なものに解消できる			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
規模	都市計画・土地利用計画との整合性		都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない		1.0
	建築物の規模		業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
構造	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
	単独庁舎としての整備条件			単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件			合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特異な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特異な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
該当する項目									121
評点（各係数の積×100倍）									

5 費用対効果

項目		現在価値（50年間）
総費用（C）	初期費用	22.1億円
	建設費等	
	維持修繕費	
	維持修繕費等	
総費用		22.1億円
建物の新営による効果（B）	利用者の利便	60.1億円
	地域への寄与	
	安全の確保	
環境への配慮		
	建物の新営による効果（B0） （官庁営繕事業評価の効果項目から）	60.1億円
官庁営繕事業評価の費用対効果（B / C）		2.7

項目		現在価値（50年間）	
検察庁としての加算効果（B1）	来庁者対応機能の充実	バリアフリー化等	
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置等	
	業務効率・適切な業務の遂行	調室，保管機能の充実等	
	防犯性の向上	被疑者専用動線，待合室等の充実，確保	
	位置の改善	立地場所の改善	
	検察庁としての加算効果(B1)		12.3億円

法務局としての加算効果（B2）	来庁者対応機能の充実	待合，相談機能の充実等
	業務処理機能の充実	登記窓口，閲覧機能の充実等
	法務局としての加算効果(B2)	

項目	現在価値
建物の新営による効果（B0）	60.1億円
検察庁としての効果（B1）	12.3億円
法務局としての効果（B2）	9.9億円
総効果（B0+B1+B2）	82.3億円
総費用（C）	22.1億円
費用対効果（B/C）	3.7

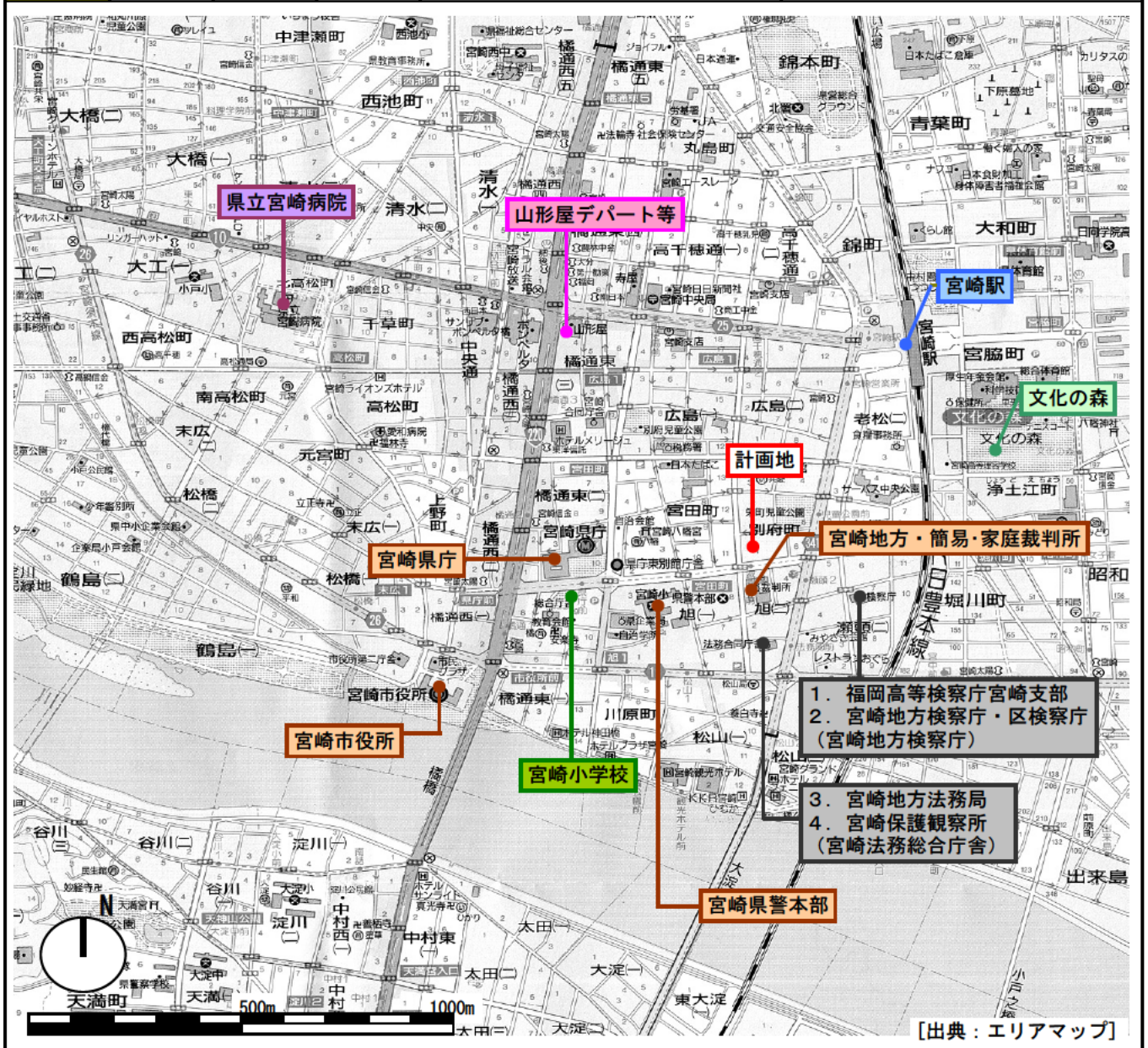
平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 17 年 8 月
事業等の内容	<p>1. 事業等の名称 宮崎法務総合庁舎新営工事</p> <hr/> <p>2. 目的・目標</p> <p>新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 事業場所 宮崎県宮崎市別府町 4 9 番地</p> <p>(2) 延床面積 11,599 m²</p> <p>(3) 入居庁 福岡高等検察庁宮崎支部 宮崎地方検察庁・区検察庁 宮崎地方法務局 宮崎保護観察所 福岡入国管理局宮崎出張所</p>		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。		
評価の内容	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性： 102 点 ・既存庁舎は老朽，狭あいで，統合受入れ計画あり</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性： 133 点 ・現予定地での新営整備は必要な駐車場も確保でき好立地条件</p> <p>3 事業の効果（費用対効果（B / C））が 1 以上であること，または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果： 3.5</p> <p>以上 1～3 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備 考			

**宮崎法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	林・ツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	宮崎地方検察庁(高検支部, 地検, 区検)	J R宮崎駅より徒歩12分	瀬頭より徒歩3分
2	宮崎地方法務局	J R宮崎駅より徒歩12分	法務局前より徒歩1分
3	宮崎保護観察所	J R宮崎駅より徒歩12分	法務局前より徒歩1分
4	福岡入国管理局宮崎出張所	J R宮崎空港駅より徒歩1分	

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース・情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保 ・情報公開窓口室の位置の改善 ・情報提供スペースの充実 相談機能の充実 ・被害者支援相談室を充実 ・プライバシーの配慮 ・ホットライン等の充実 パリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部から俯瞰されない降車場の設置
	被疑者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者支援相談室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 ・捜査資料等検討スペースの確保
		付随機能等の充実 ・各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・証拠品受入検討室の充実
		研修機能の充実 ・専用会議室の充実 ・研修室・講師控室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等) ・証拠品受入検討室の設置 ・証拠品閲覧・還付室の設置
	防犯上の向上	被疑者専用動線・待合室等の充実・確保 ・被疑者専用動線の確保 ・被疑者専用待合室の確保
	位置の改善	立地場所の改善 ・関係機関との距離の短縮(裁判所, 拘置所, 警察署等)

法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁舎対応機能の充実	<p>待合機能（情報提供機能）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等） ・情報公開・情報提供スペースの確保 ・人件啓発活動及びPR活動に配慮したスペースの確保（展示スペースの確保）（ビデオ等の貸出しの確保）
		<p>相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の拡充（狭あいの解消等） ・プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・ホットライン等の充実
		<p>バリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 ・来庁舎用動線の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		<p>駐車場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	<p>登記窓口・事務室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消 ・セキュリティーの確保
		<p>各領域の明確な区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		<p>閲覧機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		<p>会議・研修室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議・研修に対応できるスペースの確保（各種研修対応スペースの確保）（人件に関する講演スペースの確保）
		<p>書庫充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実（空調設備等の設置）(防災安全性の確保）（保安安全性の確保）

3 冊業の総評

計画理由	内容	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	34.4
	非木造									
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合のみ、新営の主な理由として取り上げる。	55.8
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難					2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	0.1
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)				区画整理等が計画決定済みであるもの	
都市計画の関係	地域性上の不適				防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度80点以下		都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
	立地条件の不良					位置が不当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの			位置が不当で業務上又は環境上好ましくないもの	
衛生条件の不良	位置の不備					地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	
	必要施設の不備					施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの			施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	1.7
施設の不備	採光、換気不良					法令による基準より相対的に低いもの			法令による基準以下であるもの	
法令等	法令等に基づく整備					法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの			国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画)										10
主要素									合計	102

4 計画の妥当性

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	自然条件が災害防止・環境保全上良好	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込みなし	
	都市計画・土地利用計画との整合性		都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.1
規模	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接していない		1.0
	建築物の規模		業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じた適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
	単独庁舎としての整備条件			単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎・法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎・法務総合庁舎計画としての整備が必要	1.0
構造	合同庁舎・法務総合庁舎としての整備条件			合同庁舎・法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎・法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 該当する項目 </div> 評点（各係数の積×100倍）									133

5 費用対効果

項目		現在価値（50年間）
総費用（C）	初期費用	69.6億円
	建設費等	
	維持修繕費	
	維持修繕費等	
総費用		69.6億円
建物の新営による効果（B）	利用者の利便	157.0億円
	地域への寄与	
	安全の確保	
	環境への配慮	
建物の新営による効果（B0） （官庁営繕事業評価の効果項目から）		157.0億円
官庁営繕事業評価の費用対効果（B / C）		2.3

項目		現在価値（50年間）	
検察庁としての加算効果（B1）	来庁者対応機能の充実	バリアフリー化等	
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置等	
	業務効率・適切な業務の遂行	調室，保管機能の充実等	
	防犯性の向上	被疑者専用動線，待合室等の充実，確保	
	位置の改善	立地場所の改善	
	検察庁としての加算効果(B1)		76.9億円

法務局としての加算効果（B2）	来庁者対応機能の充実	待合，相談機能の充実等
	業務処理機能の充実	登記窓口，閲覧機能の充実等
	法務局としての加算効果(B2)	


項目	現在価値
建物の新営による効果（B0）	157.0億円
検察庁としての効果（B1）	76.9億円
法務局としての効果（B2）	12.2億円
総効果（B0+B1+B2）	246.1億円
総費用（C）	69.6億円
費用対効果（B/C）	3.5

平成17年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成17年8月
事業等の内容	1. 事業等の名称 島根あさひ社会復帰促進センター整備事業		
	2. 目的・目標 最近の犯罪情勢の悪化等に伴い、行刑施設には多くの被収容者が収容され、平成4年度には4万人台であった被収容者数は、現在では、7万8千人を超えるなど著しく増加し、ほとんどの施設で収容人員が収容定員を上回る過剰収容状態となっている。この傾向は、刑務所において特に顕著であり、平成17年6月末現在の収容率は113%を超え、受刑者に対する適正な刑の執行と改善更生のための処遇が困難な状況となっている。 このため、この著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的に、新たな刑務所を整備するものである。		
評価手法等	3. 具体的内容		
	(1) 事業場所 島根県那賀郡旭町 (2) 延べ面積 約80,000㎡ (3) 整備手法 PFI事業による整備		
評価手法等	評価は、PFI事業のうち、施設整備に関わる部分について行う。 評価手法は、「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりであるが、この手法による分析に加え、PFI事業による効果を加味した評価を実施している。		
評価の内容	[事業の評価項目] 1 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること 事業の緊急性： 100点 ・全国的な過剰収容状況の緩和は新たな行政需要として喫緊の課題となっている。 2 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること 計画の妥当性： 110点 ・収容能力の確保とともに、周辺環境との調和に配慮した計画としている。 3 費用対効果に関する評点が1以上であること 費用対効果： 1.7 以上1～3より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。		
備考			

島根あさひ社会復帰促進センター整備事業
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設			関係機関との関係			
	行政施設		医療施設	[裁判所]	[検察庁]	[拘置所]
	文化施設		商業施設	施設名：松江地裁浜田支部	施設名：松江地検浜田支部	施設名：浜田拘置支所
	スポーツ施設		交通施設	車：40分	車：40分	車：40分
	学校施設		公園等	直線距離：18km	直線距離：18km	直線距離：18km
	福祉施設		現状施設	移動回数：台/年	移動回数：台/年	移動回数：台/年



計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2 整備方針

入居官署	島根あさひ社会復帰促進センター	
目的	方 針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 （明るくソフトな施設計画） （地域の人々にとって親しみやすい施設） （肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画）
		安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の 充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実
	円滑な業務の 遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	刑務作業の 充実	職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身としての作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実
	社会復帰体制の 充実	改善更正の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	被収容者の 処遇・生活環境の 改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の 向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の 小さな施設 づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷 低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 （建物配置・建物形態・使用材料・設備システム）
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリ ティの向上	フレキシビリ ティの向上	施設のフレキシビリティーの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保） （増築・改修の自由度の向上）

3 事業の緊急性

施設名		島根あさひ社会復帰促進センター									
新嘗施設の場合											
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点	
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定に基づき整備が必要なもの								
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められないもの			100	
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障をきたすもの		整備を行わない場合、業務の遂行上好ましくないもの		
合計										100	

■ 該当する項目

4 計画の進捗

施設名		島根あさひ社会復帰促進センター								
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評価		
地域との調和	<ul style="list-style-type: none"> 景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画 安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・火かんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの悪意行為への配慮 	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	人権・プライバシーの確保（防犯防止など）、保安管理（防犯防止など）、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、2点も満たす計画である	人権・プライバシーの確保（防犯防止など）、保安管理（防犯防止など）、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も満たさない計画である	周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	0.5	1.1		
業務の効率化（処遇改善）	<ul style="list-style-type: none"> 面会待合室・面会室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・面会室、待合室の充実 調室・面接調査室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・調室、面接調査室の充実 刑務作業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・刑務の自身として作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実 改善更生の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導 ・職業相談 ・通住教育のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・教育活動の実施への配慮 被収容者の処遇、生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・居室（単独室、共同室）の機能改善 ・採光、通風等の良好な環境 職員の仕事環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・機能改善 	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	1.0	
環境負荷の小さな施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤掘土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備システムの検討 ライフサイクルコストの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・省資源 ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用 環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用 	職員数に応じて、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	1.0	
フレキシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> 特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に過度に対応できる計画となっている 	将来への機能改善への対応が困難な計画	将来への機能改善への対応が困難な計画	将来への機能改善への対応が困難な計画	将来への機能改善への対応が困難な計画	将来への機能改善への対応が困難な計画	将来への機能改善への対応が困難な計画	将来への機能改善への対応が困難な計画	将来への機能改善への対応が困難な計画	1.0
該当する項目								110		

5 費用対効果

効果 (B)	
	総効果 (現在価値)
<p>安全性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震安全性，防火・防災安全性，保安安全性の向上 <p>業務効率・処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な業務の遂行 ・ 執務環境の向上による処遇改善 <p>建物価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の長寿命化 ・ ライフサイクルコストの削減 <p>過剰収容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容室の確保 <p>地域への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の開放利用 ・ 地域経済効果 	7 9 0 億円
費用 (C)	
	総費用 (現在価値)
<p>初期費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費等 <p>維持修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持修繕費等 	4 7 0 億円
費用対効果 (B / C)	1.7

平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	法務省大臣官房施設課	評価時期	平成 17 年 8 月
事業等の内容	<p>1 . 事業等の名称 小田原少年院新営工事</p> <hr/> <p>2 . 目的・目標 本施設は、大正 13 年に建築された木造の建物を主とした施設である。築後 80 年が経過し、経年による老朽化が著しい状況にある。少年犯罪の増加・凶悪化により、全国的に長期課程の少年院が不足している現状から、本施設の改築が強く求められている。 そこで、老朽・経年による機能不備を解消するとともに、現行法令に適合した施設に改築することにより、国民の安全の確保、治安の維持及び青少年教育の向上に寄与することを目的とする。</p> <hr/> <p>3 . 具体的内容</p> <p>(1) 事業場所 神奈川県小田原市扇町一丁目 4 番 6 号</p> <p>(2) 延べ面積 7,121 m²</p>		
評価手法等	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。 なお、事業費要求段階（平成 18 年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合評価することとしている。</p>		
評価の内容	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性： 115 点 ・既存施設は、老朽、狭あい、機能不備で施設の運営に支障を来している。</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性： 121 点 ・当該敷地は小田原市の中心部に位置し、決して広大ではない敷地条件のもと、周辺環境との調和に配慮するとともに、地域に密着した青少年育成の各種相談窓口として機能することに努めた計画としている。</p> <p>以上 1, 2 より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備 考			

小田原少年院新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設			関係機関との関係		
行政施設	医療施設	[裁判所]	[鑑別所]	[交通機関]	
文化施設	商業施設	施設名： 横浜家庭裁判所	施設名： 横浜少年鑑別所	施設名： 小田原駅	
スポーツ施設	交通施設	車： 120分	車： 90分	車： 4分	
学校施設	公園等	直線距離： 60km	直線距離： 52km	直線距離： 0.6km	
福祉施設	現状施設	移動回数： 台/年	移動回数： 100台/年	移動回数： 2400台/年	



計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2 整備方針

施設名	小田原少年院	
目的	方 針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 （明るくソフトな施設計画） （地域の人々にとって親しみやすい施設） （肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画）
		安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	地域の相談窓口の充実	相談窓口の設置
		地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実 ・情報機器設置による相談対応 ・地域の教育機関に対する研修機能
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実
	教育環境の充実	教育内容・教育方法の充実 ・生活指導，職業補導，教科教育，保健・体育のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・特別活動の実施への配慮
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の 小さな施設 づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 （建物配置・建物形態・使用材料・設備システム）
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保） （増築・改修の自由度の向上）

3 事業の緊急性

施設名		小田原少年院										評点
建替の場合												
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点		
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	90		
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左						
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	7		
施設の 不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要				9		
			都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要						
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合									9		
合計										115		

主要素
 従要素

4 計画の進捗

施設名		小田原少年院									
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評価点			
地域との調和	<ul style="list-style-type: none"> 景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・地域不自由者(車椅子等)に配慮した計画 安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・火かんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの悪意行為への配慮 	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	人権・プライバシーの確保(防音防止など)、保安管理(防音防止など)、外部からの理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮のうち、3点も満たす計画である	人権・プライバシーの確保(防音防止など)、保安管理(防音防止など)、外部からの理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮のうち、2点も満たす計画である	人権・プライバシーの確保(防音防止など)、保安管理(防音防止など)、外部からの理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮のうち、1点も満たさない	周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	1.1			
業務の効率化(処遇改善)	<ul style="list-style-type: none"> 地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器設置による相談対応 ・地域の教育機関に対する研修機能 面会待合室・面会室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・面会室・待合室の充実 面接調査室・調室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・面接調査室の充実 教育内容・教育方法の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導、職業指導、教科教育、保健・体育のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・特別活動の実施への配慮 	相談窓口が設置されている	情報機器による相談が可能なよう機器設置スペース、また研修室等が確保されている	取容人数に対して、十分な量と質が確保されている	取容人数に対して、十分な量と質が確保されている	取容人数に対して、十分な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	1.0		
環境負荷の小さな施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> 居室(単独室・共同室)の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・居室(単独室・共同室)の充実 ・採光・通風の良好な環境 職員の執務環境の向上 環境にやさしい施設づくり(環境負荷低減型施設) <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討 ライフサイクルコストの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・省資源 <ul style="list-style-type: none"> ・真向の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用 環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用 	取容人数に対して、十分な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	1.0		
フレキシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> 特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている 	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に順応に対応できる計画となっている	1.0	
該当する項目		121									

法 務 に 関 す る 研 究

平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成 17 年 8 月
事業等の内容	<p>事業等の名称 性犯罪者に関する多角的研究</p> <hr/> <p>1. 課題・ニーズ 最近発生した凶悪な性犯罪を契機として、性犯罪者に関する事項が世間の耳目を集め、刑事政策上、性犯罪者への対応の在り方が喫緊の課題となっている。当所において、今後、性犯罪者に関する調査・研究を実施するに当たり、性犯罪者対策に先進的に取り組んでいる諸外国の施策について情報収集する必要がある。</p> <hr/> <p>2. 目的・目標 本研究では、諸外国における性犯罪者を対象とする処遇プログラムの有無、内容、効果等についての調査を行うことにより、我が国における性犯罪者に対する処遇施策その他の施策を検討するための基礎的な資料を提供することを目的とする。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容 (1) 研究期間 平成 18 年度 (2) 研究内容 ア 性犯罪者対策に関する海外の文献・資料収集 諸外国の実情調査を行うに当たり、海外における性犯罪者対策に関する文献・資料を収集する。 イ 諸外国実情調査 諸外国における性犯罪者関連の法制度、処遇プログラムの視察・情報収集を行う。具体的には、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ等、性犯罪者対策に先進的に取り組んでいる国の施策全般について情報を収集する。</p>		
評価手法等	<p>外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員 8 名、法務省の他部局員 5 名 計 13 名により構成)における評価結果を評価手法とする。 (評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページへ掲載予定 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html)</p>		
評価の内容	<p>【必要性】 最近発生した凶悪な性犯罪を契機として、性犯罪者への対応の在り方が大きな社会問題になっており、本研究を行う必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究は、実際に検察官として性犯罪者が犯した事件について捜査・公判の実務経験のある研究官を中心に、刑務官・保護観察官として性犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官も参加して行うものであり、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は、我が国における性犯罪者の実情を多角的に把握し、処遇対策その他の施策を検討するための基礎的な資料となることが期待される。</p> <p>【評価】 本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待される。</p>		

<p>備 考</p>	<p>本研究は、平成17～18年度の2か年計画により実施するものであり、17年度においては、我が国における性犯罪者の実情を多角的に把握するため、以下の調査を行う予定である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 性犯罪受刑者の実態等に関する調査 <p>性犯罪によって現に受刑中の者を対象に、犯罪行為の内容、受刑者の属性などを調査する。</p> 2 性犯罪者の成り行きに関する調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大臣官房司法法制部の統計資料を用いた調査 <p>大臣官房司法法制部の統計資料を活用し、性犯罪受刑者の出所後の再入状況を調査・分析する。</p> (2) 性犯罪受刑者の出所後の成り行き調査 <p>性犯罪を含む罪名で受刑し、平成11年中に出所した受刑者につき、受刑の根拠となった犯罪事実の内容、服役状況、再犯の有無・内容等を集計し、分析する。</p> (3) 性犯罪執行猶予者の成り行き調査 <p>性犯罪を含む罪名により、平成12年の通常第一審において、執行猶予付き有罪判決を受けた者につき、当該事案の内容、再犯の有無・内容等を集計し、分析する。</p> 3 保護観察類型別処遇における性犯罪等対象者に関する調査 <p>保護観察類型別処遇において、「性犯罪等対象者」と認定された者を対象に、その罪名、保護観察期間中の再処分の有無等を調査する。</p>
-------------------	--

平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成 17 年 8 月
事業等の内容	事業等の名称 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究 <hr/> 1. 課題・ニーズ 当研究部においては、平成 12 年度以降、児童虐待をテーマとする個別研究を 3 回、配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）をテーマとする個別研究を 1 回実施した。 両テーマは、現在も社会の高い関心を集めており、どちらも関連法の整備が進み、被害者保護が積極的に図られるようになってきた。その一方で、加害者への働き掛けの重要性も改めて認識され、その更生をいかに援助して新たな被害者を生まないようにするか、ということが重要な課題となっており、関係省庁、地方自治体等で加害者に対する働き掛けが試みられるとともに、新たな施策が検討されている。 また、当研究部における調査からは、少年院在院者の相当数が被虐待経験を有していること、配偶者暴力と児童虐待とは家庭内において併発している場合もあることなどがうかがわれる。		
	<hr/> 2. 目的・目標 これまでの研究成果を踏まえつつ、配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と非行・犯罪との関連等について更に調査するとともに、加害者の更生へ向けての処遇方法について、多角的に検討を加え、新たな施策立案のための資料を提供することを目的とする。		
	<hr/> 3. 具体的内容 (1) 研究期間 平成 18 年度から平成 19 年度の 2 か年計画 (2) 研究内容 ア 保護観察類型別処遇において、「家庭内暴力（配偶者に対する暴力又は子供に対する虐待）」類型に認定されたものについて、関係記録を閲覧又は収集し、その属性及び成り行きを調査する。 イ 配偶者暴力又は児童虐待を原因として服役中の受刑者に対し、インタビュー調査を行う。 ウ 海外における法制度、加害者更生プログラム及びその効果測定方法について、文献を収集するとともに、現地に出張して、詳細な調査を行う。		
評価手法等	外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員 8 名、法務省の他部局員 5 名 計 13 名により構成）における評価結果を評価手法とする。 （評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページへ掲載予定 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html ）		
評価の内容	【必要性】 配偶者暴力及び児童虐待は社会の高い関心を集めており、国として取り組むべき喫緊の課題となっている。どちらの問題も、その対応においては、被害者の保護とともに、加害者の更生のための指導が重要であり、それに関連した調査研究を推進する必要がある。 【効率性】 当所には、当該研究に関する蓄積がある上に、矯正・保護の現場において、配偶者暴力や児童虐待の加害者を含む犯罪者の処遇実務に当たってきた研究官が配置されており、豊富な経験と知識		

	<p>を生かし、効率の良い研究を行うことができる。</p> <p>【有効性】 本研究の成果は、報告書として刊行され、法務省関係職員の職務上の資料となるほか、関係機関・団体における取組の有用な参考資料になるものである。</p> <p>【評価】 本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待される。</p>
備 考	

平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成 17 年 8 月
事業等の内容	事業等の名称 高齢犯罪者に関する総合的研究 <hr/> 1. 課題・ニーズ 平成 16 年版犯罪白書において、我が国の刑務所では高齢受刑者が増加しており、欧米諸国に比較しても高齢受刑者の構成比が高いことが分かった。このような状況から、今後、高齢受刑者に対する処遇の在り方等を検討していくことが重要になっている。		
	<hr/> 2. 目的・目標 我が国の高齢受刑者の実態を明らかにするとともに、海外諸国における高齢受刑者の収容状況、処遇の実情等を調査し、我が国における高齢受刑者に対する適切な処遇方策等を検討する上での基礎的な資料を提供することを目的とする。		
	<hr/> 3. 具体的内容 (1) 研究期間 平成 18 年度から平成 19 年度の 2 か年計画 (2) 研究内容 ア 各種統計による高齢受刑者の現状等に関する分析 (ア) 矯正統計年報等により、我が国の受刑者中、高齢受刑者の新受刑者数、罪名、刑期、入所度数、暴力団関係の有無等について、年次を追って調査し、経年変化等について分析する。 (イ) 米国、英国、ドイツ、フランス、北欧諸国、韓国等海外諸国における統計資料を入手し、人口に占める高齢化の状況、高齢受刑者の現状等について国際比較を行う。 イ 高齢受刑者に関する実態調査及び意識調査 (ア) 調査票を作成し、一定数の高齢受刑者を対象に、行刑施設職員に依頼し、受刑に至った犯罪に関する事項、当該受刑者の資質、生育歴、犯罪歴、家族関係、帰住予定先、所内での生活の行状等について調査し、高齢受刑者の現状を分析する。 (イ) 一定の高齢受刑者を対象に、受刑者自身に調査票を記入させる等の方法により、所内の生活に対する意識、犯行及び罪に償いに関する意識、将来に関する意識（生活設計、不安な点等）など、高齢受刑者の意識を明らかにする。 ウ 海外諸国における高齢受刑者に対する処遇の実情調査 英国、ドイツ等我が国と一般社会の高齢化率が同程度の国のうち、2、3 か国を対象に、高齢受刑者の増減の状況、高齢受刑者に対する処遇の実情について文献等により情報を収集するとともに、現地に出張して詳細な調査を行い、国際比較を行う。		
評価手法等	外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員 8 名、法務省の他部局員 5 名 計 13 名により構成）における評価結果を評価手法とする。 （評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページへ掲載予定 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html ）		
評価の内容	【必要性】 最近の高齢受刑者の増加は、行刑施設における課題の一つであり、その処遇の在り方等を検討する必要性が認められ、その際の		

	<p>基礎資料として、当該研究を行う必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究は、刑務官としての実務経験がある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、行刑施設に全面的な協力を得て研究を行うため、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の行刑施設における効果的な処遇を検討する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であるといえることができる。</p> <p>【評価】 本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待される。</p>
備 考	